

地域材での家づくりを推進します！

令和5年度 津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金

津山市では、地域材の積極的な使用を推進することにより、津山市内の林業の振興と地域経済の活性化を図るため、地域材を使用して住宅のリフォーム又は新築を行う施工業者に補助金を交付します。

●補助対象者及び対象住宅（以下の条件の全てに当てはまること）

- ① 津山市内に立地する、居住を目的とする住宅であること（新築も含む）
- ② 住宅本体に使用される地域材※の材料費が、10万円（税込）以上であること
※地域材とは、「岡山県木材業者等登録」を受けている製材業者が製材した国産材製材品（皮むき等の加工丸太を含む）
※物件と一体的に作られている家具、建具も対象
※居住を目的としない部分（店舗等）に使用される木材は含めない
- ③ 今年度において、地域材で家づくり支援補助金又は当補助金、津山市空き家活用定住促進事業補助金の交付を受けていない住宅
- ④ 今回申請する箇所と同一箇所について、今まで地域材利用住宅リフォームに関する補助金の交付を受けていない住宅
- ⑤ 施主又は市内に活動拠点を置く建築関連業者（大工・工務店等）
- ⑥ 市税等の滞納が無いこと
- ⑦ 令和6年3月29日（金）までに該当工事（地域材を使用した箇所の工事）が完了し、完了届が提出できること

等

●補助金の額

地域材材料費	補助金額
10万円以上 （税込）	地域材材料費の1/2以内 補助単価は材積1㎡あたり8万円を限度とする 補助金額は40万円を上限とする（千円未満は切捨て）

補助金交付申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えてリフォームの場合は工事着工前までに、新築の場合は棟上げ20日前までに申込みください。

●受付期間 令和5年4月3日（月）から 予算の範囲内で先着順

●申請・問い合わせ先 津山市山北520番地 津山市役所本庁舎
津山市 農林部 森林課 TEL（0868）32-2078

申請様式は、津山市ホームページからもダウンロードできます。

■ その他の補助金について

条件によって以下の補助金の交付対象となる場合がありますので、あらかじめ地域材で住宅リフォーム等支援補助金の申込み時にお知らせください。

1. 津山市三世代世帯居住促進補助金

2. 津山市木づかい定住促進対策補助金

※1、2は併用できません

◆ 1. 津山市三世代世帯居住促進補助金

三世代世帯で居住するために新築又はリフォームした人に対し、上乗せで補助金を交付します。

●補助対象者（下記の要件をすべて満たす人）

- ① 三世代以上で居住するために新築・リフォームする人
- ② 地域材で住宅リフォーム等支援補助金の交付決定及び額の確定通知の対象となった住宅に住む人
- ③ 工事完了後の住宅に入居後、三世代以上で定住する意思がある人
- ④ 世帯員のうち成年であるものに全員に、市税等の滞納がないこと
- ⑤ 「津山市木づかい定住促進対策補助金」の交付申請をしていない人
等

●補助金の額

1戸当たり 家づくり補助制度利用 : 30万円

リフォーム等補助制度利用：上限10万円

※補助金の総額が総事業費を超えない範囲で交付

●申請方法

地域材で住宅リフォーム等支援補助金の交付確定後、「津山市三世代世帯居住促進補助金交付申請書」に必要書類を添付し、森林課へお申込みください。

※世帯全員の住民票を工事完了後の住宅の住所に移してから申請してください。

◆2. 津山市木づかい定住促進対策補助金

市外から市内に定住目的で新築又はリフォームした人に対し、上乗せで補助金を交付します。

●補助対象者（下記の要件をすべて満たす人）

- ① 住宅リフォーム等支援補助金申込日時点で、市外に住民票が継続して1年以上ある人
 - ② 住宅リフォーム等支援補助金の交付決定及び額の確定通知の対象となった住宅に住んでいる人
 - ③ 工事完了後の住宅に入居後、市内に定住する意思がある人
 - ④ 「津山市三世代世帯居住促進補助金」の交付申請をしていない人
- 等

●補助金の額

1戸当たり 家づくり補助制度利用 : 30万円
リフォーム等補助制度利用：上限15万円

※補助金の総額が総事業費を超えない範囲で交付

●申請方法

住宅リフォーム等支援補助金の交付確定後、「津山市木づかい定住促進対策補助金交付申請書」に必要書類を添付し、森林課へ申込みください。

※住民票を工事完了後の住宅の住所に移してから申請してください。

●三世代世帯居住促進補助金、木づかい定住促進補助金 受付期間

令和5年4月3日（月）から 予算の範囲内で先着順

※年度内に転居が困難な場合は翌年度も申請できますので、ご相談ください。

●申請・問い合わせ先 津山市山北520番地 津山市役所本庁舎 4階
津山市 農林部 森林課 TEL（0868）32-2078

申請様式は、津山市ホームページからもダウンロードできます。

◆「津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金」手続きの流れ◆

申請者（施工業者等）

申込み（工事着工前）

市役所

補助金交付予定通知

申請者

交付申請兼完了報告
（リフォーム後販売の
場合は完了報告）

市役所

書類審査

市役所

補助金交付決定通知

申請者

請求

提出後、補助金をご指定の
口座に振り込みます。

リフォーム（地域材使用）は、以下の手続きを行ってください。
新築の場合は手続きが異なりますのでご注意ください。

- ①新築（地域材 10㎡以上使用）⇒「地域材で家づくり支援補助金」
- ②新築（地域材 10㎡未満使用）⇒次ページ参照

1. 交付申込時の提出書類

- ①申込書（様式第1号） ②確約書（様式第2号）
- ③工事請負契約書（写し）（収入印紙が貼付されていること）
- ④地域材材料内訳書（写し）
- ⑤工事箇所の工事前と工事後の図面及び工事前の写真
- ⑥登記事項証明書（建物）の写し（要約書可）又は資産証明書
- ⑦申請者の市税等完納証明書（原本。地域材で家づくり支援補助金
申込みとあわせて同一年度2回目以降は省略可。申込みから3
か月以内に発行されたもの）
個人（事業主）の場合：個人の市税等完納証明書
法人の場合：法人及び代表者個人の市税等完納証明書
- ⑧津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）（地域材で家
づくり支援補助金申込みとあわせて同一年度2回目以降は省略
可）

※ただし③について、住宅をリフォーム後販売する場合は省略可。
※補助金交付予定通知を受けたのち、申込みを辞退する場合は
辞退届（様式第5号）を提出してください。

2. 交付申請（完了報告）時の提出書類

- ①交付申請書兼完了報告書（様式第7号）
又は完了報告書（様式第9号）（リフォーム後販売の場合）
 - ②工事費（又は地域材）の領収書（写し）
 - ③地域材材料内訳書
 - ④施工中、施工後の写真（地域材の使用箇所が分かるもの）
 - ⑤地域材使用・納材証明書（様式第11号）
 - ⑥補助金交付申請承諾書（様式第12号）
 - ⑦該当の住宅に居住する人の現住所の住民票の写し（原本。申請
から3か月以内に発行されたもの）
- ※ただし⑥⑦について、リフォーム後販売の場合は省略可。

【リフォーム後販売で購入者が決定した場合】

- ①交付申請書（様式第13号）
- ②売買契約書（写し）（収入印紙が貼付されていること）
- ③工事完了確認通知書（様式第14号）
- ④補助金交付申請承諾書（様式第12号）
- ⑤購入者の現住所の住民票写し（原本。申請から3か月以内に発
行されたもの）

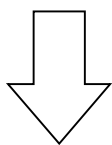
・三世帯世帯居住促進補助金
・木づかい定住補助金 を申請する場合は6ページへ

◆「津山市地域材で住宅リフォーム等支援補助金」手続きの流れ◆

申請者（施工業者等）

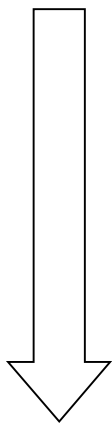
申込み（上棟 20 日前）

このページでは、新築（地域材 10 m²未満使用）の手続きについて記載しています。



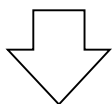
市役所

補助金交付予定通知



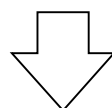
申請者

交付申請兼現地確認依頼
（建売住宅の場合は、
現地確認依頼）



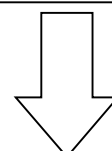
市役所

書類審査・現地確認



市役所

補助金交付決定通知書



申請者

請求

提出後、補助金をご指定の口座に振り込みます。

1. 交付申込時の提出書類

- ①申込書（様式第 1 号）
 - ②確約書（様式第 2 号）
 - ③工事請負契約書（写し）（収入印紙が貼付されていること）
 - ④地域材材料内訳書（写し）
 - ⑤建築確認済証又は建築工事届（写し）
 - ⑥住宅平面図および位置図（住宅地図）
 - ⑦申請者の市税等完納証明書（原本。家づくり支援補助金の申込みとあわせて同一年度 2 回目以降は省略可。申請から 3 か月以内に発行されたもの）
個人事業主の場合：個人の市税等完納証明書
法人の場合：法人及び代表者個人の市税等完納証明書
 - ⑧津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第 3 号）
- ※ただし③について、建売住宅の場合は省略可。

補助金交付予定通知を受けたのち、申込みを辞退する場合は辞退届（様式第 5 号）を提出してください。

2. 交付申請（又は現地確認依頼）時の提出書類

- ①交付申請書兼現地確認依頼書（様式第 8 号）
又は、現地確認依頼書（様式第 10 号）（建売住宅の場合）
 - ②工事費（又は地域材）の領収書（写し）
 - ③地域材材料内訳書
 - ④納材された地域材の確認写真（正面および側面から撮影）。県産材サポーターを置き、棟上げ後に申請する場合は棟上げしたことがわかる写真も。
 - ⑤地域材使用・納材証明書（様式第 11 号）
 - ⑥補助金交付申請承諾書（様式第 12 号）
 - ⑦該当の住宅に居住する人の現住所の住民票（原本。申請から 3 か月以内に発行されたもの）
- ※ただし⑥⑦について、建売住宅の場合は省略可。

【建売住宅で購入者が決定した場合】

- ①交付申請書（様式第 13 号）
- ②売買契約書（写し）（収入印紙が貼付されていること）
- ③補助金交付申請承諾書（様式第 12 号）
- ④購入者の現住所の住民票（原本。申請から 3 か月以内に発行されたもの）

・三世代世帯居住促進補助金
・木づかい定住補助金 を申請する場合は次ページへ



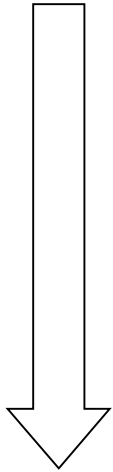
◆三世代補助金・木づかい定住補助金手続きの流れ◆

※施主又は購入者が申請してください。

※住民票を新居の住所に移してから申請してください。

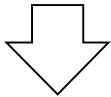
申請者

三世代世帯居住促進補助金交付申請
又は
木づかい定住促進補助金交付申請



市役所

書類の審査・
補助金確定通知



申請者

請求

◎提出書類

【三世代補助金を申請の場合】

- ①三世代補助金交付申請書（様式第1号）
- ②定住誓約書（様式第2号）
- ③世帯全員の住民票の写し（原本。続柄の記載されたもの。
申請から3か月以内に発行されたもの。）
※住民票で親子関係が確認できない場合、
戸籍謄本等が必要です。
- ④成年である世帯員の市税等完納証明書（原本。申込みから
3か月以内に発行されたもの。高校・高専3年生であれば
学生証の写しも可）
- ⑤津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）

【木づかい定住補助金を申請の場合】

- ①木づかい定住補助金交付申請書（様式第1号）
- ②定住誓約書（様式第2号）
- ③申請者の住民票の写し（原本。申込みから3か月以内に発行されたもの）
- ④既提出資料で一年間以上市外に在住したことが
確認できない場合は、戸籍の附票
- ⑤申請者の市税等完納証明書（原本。申込みから3か月以内に発行されたもの）
- ⑥津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）

◎市役所から書類送付

- ・補助金額確定通知書
- ・請求書

提出後、補助金をご指定の口座に振り込みます。